

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2026 年夏季 18 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市東園田町 8-110-30

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

<https://japanharikyumassage.com/>

「あはきの給付化は無法な世の中を正すこと！」

代表理事 藤岡 東洋雄

いま日本は近年にない平和問題が起きています。ロシアのウクライナ侵略、アメリカのベネズエラ、イランへの国家テロ、国際法違反の戦争で多くの人たちの生命が奪われ不幸が起きています。世界の平和、経済は大きく混乱し産業や物価高騰。私たちの生活に大きく影響しています。「5 類武器輸出」を決定、「国家情報会議・国家情報局」の設置、「予備自衛官兼業法」の可決、成立。「日の丸国旗の損壊罪」、緊急事態条項が出てきています。

ドイツの優れたワイマル法の穴であった「緊急事態条項」ヒットラーはこれを使って独裁政治を行ったとも言われています。日本は軍事国家への足固めと見られないでもありません。戦前の鍼灸マッサージ業界は寄付を集め、ゼロ戦一機を戦争協力をしたと先達から聞いたことがあります。私たちは平和があってこそ鍼灸マッサージ業が成り立ちます。歴史を学ばねばならないと思います。

今国会で、健康保険法が改定されました。薬局で売っている OTC 類似薬の薬価の一部を保険適用外としました。薬剤費の 1/4 を保険給付から外し自己負担残り 3/4 を保険扱いします。70 歳以下の場合 3 割負担が実質的に 5 割となります。痛み止めのロキソニンや咳止めムコダイン、花粉症のアレグラなど 77 成分 1100 品目が対象となると言われ、薬だけにとどまらず診察処置など拡大されると懸念されています。5 割負担になると保険の意味がなさないと言われています。社会保障費は大幅縮小されいつでもどこでも誰でも安心して医療にかかれなく、保険あって給付サービスなしとなって皆保険制度と生存権が危くなるのではないのでしょうか。

あはき療養費が令和 8 年度料金改定ができました。6 月 28 日神戸で保険講習会をします。私たちの鍼灸マッサージは戦後昭和 25 年から 75 年間も給付をはずし、償還払いや受領委任払とされたままです。法令、規則、規約違反又は保険料を収めなかった者に、保険給付を剥奪することです。私たちは保険料を全額収め、法規約を守っています。にもかかわらず、鍼灸マッサージは受領委任、償還払いで処分、処罰をしています。給付を約束しながら根拠なく給付をしていません。保険者は明らかな詐欺行為を行っています。その中身は法の根拠のない詭弁を弄しているのみです。「法律は疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国家の生活の安定に寄与する」とあります。法で国民は鍼灸マッサージの現物給付を約束され、保険料金を真面目に全額払っているにもかかわらず給付されていないのです。

給付に正すのが全くの正義です。正義の闘いで国民の権利を取り戻しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



活動報告

定期総会開催

5月24日神戸市産業振興センター802、803号室に於いて令和8年度第7回定期総会が開催されました。多数の国会議員の来賓は各会派に及び、祝電の数も壁に掲示された様は壮観でした。定期総会では東京海上日動火災保険との交渉や全国商工団体連合会との省庁交渉など1年の活動が報告されました。また、定款第24条の規定により役員改選を実施。藤岡東洋雄、加藤直樹、木場博重、竹本邦男、森拓次、山口望、奥計介、三好真二、飯田陽一、橋川哲広、善徳泰博が理事に、中島聡子が監事に選出されました。総会終了後に理事会が招集され、代表理事に藤岡東洋雄が選出されました。その後は協同組合兵庫県保険鍼灸師会との合同懇親会が神戸個室居酒屋福わうちで開催されました。





療養費申請のツボ

●療養費支給申請書の申請について

会員の中に療養費支給申請書を 1 年以上溜めて申請される方がおられるようで、保険者からクレームがありました。2 年間は申請が可能ですが、2 年間申請を溜めて良いというものではありません。毎月申請するのが原則です。署名がもらえず 12 か月遅れてしまうのは仕方ありませんが、それ以上遅れないように注意してください。よろしくお願いいたします。

●自賠責保険に関する訂正

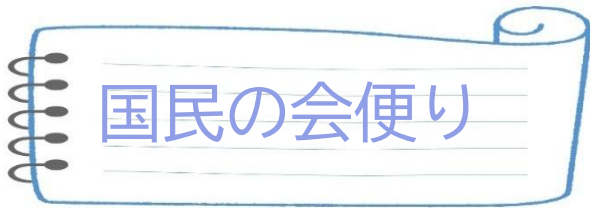
この数か月に渡って東京海上日動との話し合いを通して、自賠責保険の問題をお話して来ましたが、先月号の「東京海上日動との 2 回目の交渉報告」の中で間違いがありましたので、訂正させていただきます。東京海上日動が今後も同意書の提出を求める場合もあるというところですが、これは鍼灸マッサージの同意書を求める場合もあるということではなく、その他の書類提出の際の同意書ということだったようです。なので今後、鍼灸マッサージの同意書の提出は求められないものと思います。もし求められた場合は、国土交通省と金融庁から「自賠責保険を取り扱う際に同意書は必要ない」という回答が出ているということで、きっぱりと拒否して自賠責保険の取り扱いを進めてください。

●広告規制について

3 月 1 日の保険講習会で「各種保険取扱いという表示は広告規制に違反するのか？」という質問がありました。厚生労働省の広告ガイドラインによるとご質問の「各種保険取扱い」というのは広告不可能な事項の例に挙げられています。「各種保険取扱い」という表示は、どんな場合でも健康保険が使えるように見え誤認を招く表現に当たるということです。医師の同意が必要な旨を明示する場合に限るとありますので、当会が配布いたしましたプレート「健康保険取扱い（要医師の同意）」の表示であれば大丈夫です。広告に関しては複雑なところがありますので、広告する場合は、厚生労働省のガイドライン等でご確認の上、表示するようにしてください。よろしくお願いいたします。

●鍼灸同意書の初回の同意・再同意について

時々鍼灸の同意書において、このようなケースは「初回の同意」「再同意」のどちらになるのですかというお問い合わせがありますので、今回はっきりとさせておきたいと思います。「初回の同意」は、同意医師が変更した場合（ただし、複数の保険医が勤務する病院などで同意医師が変更になった場合で、同一疾病の場合は「再同意」になりますので注意してください。）と同意書の疾病が治癒した後に新たな疾病または再発した場合です。少しややこしいかも知れませんが、よろしくお願いいたします。



6 月 18 日（木）の国民の会役員会のご報告をさせていただきます。今月は、総会前の役員会ということで、7 月 12 日（日）の総会の最終チェックを中心に進めていきたいと思っていたのですが、各支部の報告が案外盛り上がりすぎてしまい総会の話が出来たのは、残り 20 分頃からでした。まあ、ここ数か月少しずつ総会の打ち合わせをしていましたので、これまで決めたことを最終確認して終わりました。なので、ここからは宣伝です！16 時から始まるパネルディスカッション「医業類似行為について」は、面白くなりそうですよ！そして、このパネルディスカッションの前に坂田先生が、生成 AI を駆使して作成したパワーポイントも、見物だと思います。総会は 13 時 30 分から、体験コーナーは、15 時 15 分から 15 時 45 分、パネルディスカッションは、16 時から 16 時 50 分ぐらいまでとなっています。その後は、いつものように居酒屋「ごん兵衛」で打ち上げとなっています。参加者を募集していますので、あはきの給付化に興味のある方は、是非ともご参加くださいね！7 月 4 日ぐらいを締め切りといたしますので、参加ご希望の方は、加藤までご連絡ください。よろしくお願いいたします。それでは、7 月 12 日（日）尼崎市中小企業センター504 号室でお待ちしております。YouTube 動画・一般団体の X でも宣伝をしておりますので、そちらも覗いてみてください！よろしくお願いいたします。



会の活動・広報部へのご要望、アイディアは
随時受け付けております。事務所へご連絡くだ
さい。

編集後記

宝塚でも熊目撃情報が寄せられ、いよいよ人ごとではなくなってきました。
この際、熊の圧に乗かってでも業界に変革をもたらしたいところです！